

## 献 辞

奥山恭子先生は平成 26 年 3 月 31 日を以て定年退職されることとなった。

奥山先生は、早稲田大学第一法学部、一橋大学大学院法学研究科修士課程を経て早稲田大学大学院法学研究科博士課程に入学された。博士課程在学中に日墨政府間交換留学制度によりメキシコ国立自治大学法学研究所に留学された。その後帝京大学助教授を経て平成 16 年 4 月横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授として着任された。

奥山先生は永年にわたって民法家族法学の教育・研究に努められた。教育面では、法科大学院の家族法の授業(講義・演習)を担当された。奥山先生は修士課程・博士課程でも熱心に教育され、先生が指導された大学院生には、現在研究者として活躍している者も少なくない。学内運営の面では国際開発専攻長の要職を経験され、学内運営にも誠実かつ精力的に尽力された。

奥山先生は、特に、スペイン・ラテンアメリカ諸国の法制度の研究に従事され、これらの面で法務行政・外務行政に大きく貢献されたほか、裁判所への鑑定も少なくない。また、スペイン法と日本法の相互理解にも貢献された。さらに、家族法の基礎法学的研究にも深く関わられ、多くの学術シンポジウムで企画・報告・司会等の任に当たられた。

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院法律系の教員一同は、奥山先生が本学及び法律系の発展のために果たされた御貢献に対して心から感謝を申し上げ、また、先生が今後も益々ご健勝で活躍を続けられることを祈念し、本号を献呈する。

平成 26 (2014) 年 3 月

横浜法学会会長

根 本 洋 一